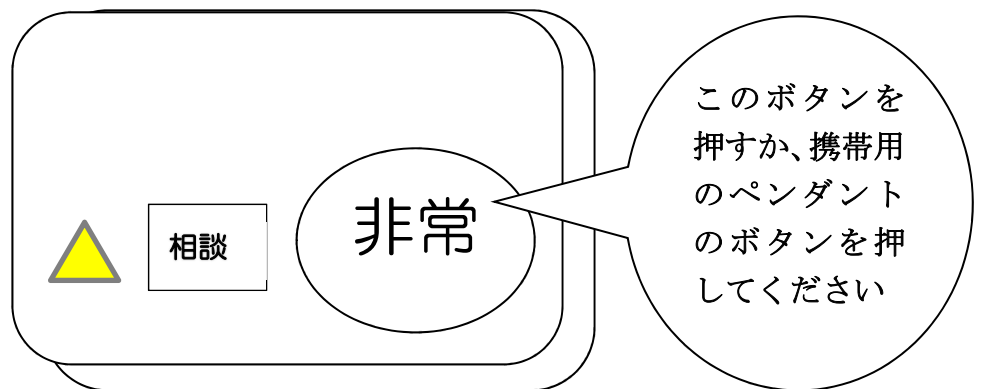


緊急通報装置のしくみ

緊急通報装置は、これまでは消防署へすべてつながりましたが、平成 30 年度より、市が委託する緊急装置事業者(以下「委託事業者」)が事業所内に設置する緊急通報受信センターが受信し、内容により消防署へつなげるしくみに変わりました。

もし、急に体の具合が悪くなったら…。



すると…、

ダイヤルをしなくても、委託事業者につながり、救急の場合は救急車の出動要請や、協力員へ連絡し様子を伺っていただく手配をします。

* 機器は、市の備品ですので大切に扱ってください。

* ペンダントの紛失にご注意下さい。

* 装置利用料の自己負担（市貸与品月額 550 円(税別)、事業所貸与品 1,100 円(税別))が必要です。

* 緊急時は協力員の方の協力が必要となりますので、ご協力いただけるよう努めてください。また、協力員の変更がある場合は、下記にご連絡下さい。

○問い合わせ 下呂市 福祉部 高齢福祉課 ☎53-0153(直通)

(高齢福祉課、消防本部からのお願い)

緊急通報装置利用の皆様へ

1. 救急車現場到着時の消防署員の対応

緊急通報装置の通報は、市が委託する事業者で受信し、本人等の会話等から緊急性があると判断した場合、協力員への連絡、救急車の出動の対応をします。

ただし、救急車を出動させ、消防署員が本人宅に到着しても鍵がかかっている自宅に入れない場合があります。(特に夜間の通報等)

協力員等へ依頼するなど、鍵を開け立入る努力をしますが、消防署員は迅速な人命救助を第1に行動しますので、やむを得ず窓ガラスを割るなどして立入る場合があります。

このことについては、生命を第一優先とした手段としてご理解いただき、緊急時の自宅の立入り等のご了解をいただきますようお願いいたします。

また、その際の家屋の破損等に係る修理・修理費用について、ご本人の負担とさせていただきますのであわせてご理解いただきますようお願いいたします。

※なお、上記のように対応した後に通報が結果的に誤報(故意・過失を問わず)であったことが判明した場合においても、修理・修理費用について同様に扱わせていただきますのでお願いいたします。

過去に夜間に緊急通報装置による通報がありました。救急車が出動した際に、施錠により家に入ることができませんでしたが、身内の方に連絡し身内の方の了解を得て窓を割り鍵を開け立ち入りをし、状況を確認した。という事例がありました。

消防署員はどんなケースにおいても本人の安否を確認、処置するまで迅速な対応をとります。
事前に緊急通報装置利用者の方から了解を受けておくことで、より適切な対応をするために上記のご了解をいただきたいと思っております。

2. 緊急通報装置の利用者負担について

緊急通報装置利用の負担について、利用料の自己負担をいただくことにしています。

○利用料 市貸与品使用の場合 月額 550 円(税別)
事業者貸与品使用の場合 月額 1,100 円(税悦)

利用料については、年1回、年度末(3月)に納入していただきます。納期が近づきましたらこちらから連絡差し上げます。

以上、2つの項目について別紙により、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ 下呂市福祉部高齢福祉課
0576-53-0153(直通)

緊急通報装置利用同意書

住所

氏名

印

緊急通報装置の利用に関し、下記の事項に同意します。

記

- 1、緊急通報を行ったとき、必要に応じて消防署員、民生委員、協力員(以下「消防署員等」という。)が自宅に立ち入ることを認めます。
- 2、前項により自宅に立ち入りを行ったとき、自宅等の一部に破損が生じても市、消防署員等に賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 3、1項による自宅への立ち入りの結果、病院等に搬送されたとき、無人となった自宅に対する管理責任を市、消防署員等に問わず、管理責任も求めません。
- 4、緊急通報装置について、下呂市緊急通報事業実施要綱第7条の利用料を納付します。
- 5、貸与された緊急通報装置について、善良な管理意識を持ち丁寧に扱うことを約束します。

－要綱の抜粋－

(利用者の範囲)

第4条 利用者の範囲は、市内に住所を有する満65歳以上の独居老人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要支援又は要介護の認定を受けている者
- (2) 市長が、前号に準ずる者として認めた者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市内に住所を有する満65歳以上の者であって、緊急通報装置の利用を希望するものを利用者の範囲に含むことができる。

(利用料)

第8条 この事業の利用料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項に該当する利用者 1月につき550円に消費税を加えた額
- (2) 第4条第2項に該当する利用者 1月につき1,100円に消費税を加えた額

2 利用料は、利用開始日の属する月の翌月から、利用を中止した日の属する月までの月数を乗じて算定する。ただし、利用開始日の属する月の途中で利用を中止した場合は1月として算定する。

(納期)

第9条 利用料の納期限は、3月末日（年度途中で利用を中止した場合は、利用を中止した日の属する月の翌月の末日）とする。